

木材、製材・建築、木材加工業者登録について

【目的】

木材業者等の能力及び動態を明確にして、木材の公正かつ円滑な取引を促進し、もって木材業者等の社会的、経済的地位の向上を図ることを目的としています。

【登録業種】

登録は「木材」、「製材・建築」、「木材加工」の3つの業種区分になっています。

- 木材業者 素材生産、木材流通を業とする者
- 製材・建築業者 一般製材、木造建築施工、木造建築設計等を業とする者
- 木材加工業者 プレカット、木材チップ、木質バイオマス原料、集成材等の生産を業とする者

【登録の有効期間】

登録の有効期間は1年(6月1日から翌年の5月31日まで)です。よって、6月以降に登録をされた場合も、登録の有効期限は翌年度の5月31日までとなります。

【登録に要する費用】

業種：Ⅰ 木材業 Ⅱ 製材・建築業 Ⅲ 木材加工業

	登録料	取扱手数料 (消費税込み)	計
業種Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの内の 1業種	10,000円	1,100円	11,100円
業種Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの内の 2業種	15,000円	1,650円	16,650円
業種Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの内の 3業種	20,000円	2,200円	22,200円